

令和 8 年度

屋久島町地域通訳案内士育成事業業務委託
提案型競技実施要領



この提案型競技実施要領は、屋久島町地域通訳案内士育成事業業務委託にかかる受託候補者を選定するための提案競技に参加される方（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で提案を行ってください。

1 件名

令和 8 年度 屋久島町地域通訳案内士育成事業業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

3 業務の目的及び委託内容

資料 1「仕様書」のとおり

4 提案限度額

金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

5 スケジュール（予定）

実施内容	日時・期間
実施要領の公表・募集開始	令和 8 年 8 月 31 日（月）
質問書の受付締め切り	令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時まで
質問書への回答	令和 8 年 9 月 16 日（水）
参加表明書の提出締め切り	令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時まで
企画提案書等の提出締め切り	令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時まで
審査委員会（プレゼンテーション）	令和 8 年 10 月 19 日（月）～23 日（金）
審査結果の通知	令和 8 年 10 月下旬～11 月上旬
契約締結	令和 8 年 10 月下旬～11 月上旬

6 提案競技に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人又は株式会社等）とする。（個人又は法人格を持たない任意の団体・部会単体での応募は認めない。）

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て又は特別清算開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又はその構成員でないこと。

(5) 国内外において、観光ガイドの育成、語学研修、観光人材育成業務、又は地域観光振興に関する事業の実績を過去5年以内に有する者であること。

※ ただし、任意団体から法人化をした場合において、組織の同一性及び事業の継続性が認められるときは、法人化前の任意団体における実績を通算できるものとする。

(6) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）並びに地方税（都道府県民税及び市町村税）の滞納がないこと。

(※注)本業務の主たる管理・統括業務を一括して再委託することは禁止する。ただし、研修講義・語学指導・講習運営等、業務の一部を専門機関等へ再委託（協力事業者としての参画を含む）することは可能とする。その場合は企画提案書において実施体制を明確に示すこと。

7 質問の受付及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問は、指定の質問書（様式2）により、電子メールにて担当課へ提出すること。電話での質問は受け付けない。回答はホームページ等で全参加者に公表する。

8 参加申込み

この提案競技への参加を希望される場合は、参加資格を確認の上、提案競技参加申込書を提出すること。

- (1) 提出書類： 提案競技参加申込書（様式1）
- (2) 提出期限： 令和8年9月28日（月） 午後5時必着
- (3) 提出方法： 持参又は郵送（特定記録又は簡易書留）
- (4) 提出先： 「16 問い合わせ・書類送付先」のとおり。

9 企画提案書等の提出

参加者は、資料1「仕様書」の内容に基づき、企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限： 令和8年10月9日（金） 午後5時必着
- (2) 提出方法： 郵送又は持参（郵送は受取りが確認できる方法とすること）
- (3) 提出書類： 下記①から⑥までの書類を提出すること。
- (①～④)について屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要)
- ① 会社概要（パンフレット等可）：1部
- ② 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明：1部（写し可）
- ③ 屋久島町の町税（または本社所在地の市町村民税）の完納証明：1部（写し可）
- ④ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書：1部（写し可）
- ⑤ 事業提案書（A4判）：正1部、副6部

※受講生募集計画、研修カリキュラム・講師体制、15分口述試験（緊急時英語対応含む）の

実施手法、再委託先等を含む実施体制図、スケジュール等を記載すること。

※正本には企業名を記載し、副本（６部）は全体にわたって事業者名及び協力事業者名が特定できないよう記載すること。

⑥ 提案見積書及び内訳書（任意様式）：正１部、副６部（消費税等を含まない額を記載。正本は代表者印押印、副本は事業者名非表記）

10 受託候補者選考概要

(1) 選考手順

町が設置する選考委員会において、評価基準に基づき評価・選考を行う。選考にあたっては最低基準点を設け、それを満たした者のうち得点が最も高かった者を最優秀提案者（受託候補者）として決定する。最高得点者が複数の場合は見積額が廉価な者を、同額の場合は審査会の投票で決定する。なお、参加事業者が１者の場合も審査を行う。最低基準点に達する者がいない場合は契約を行いません。

(2) 評価項目及び配点（計 100 点満点）

評価項目	評価の視点	配点
① 業務理解度	観光庁同意済みの育成等計画の趣旨および屋久島のインバウンド課題を的確に理解しているか	10 点
② 受講生募集・広報	受講生募集（既存ガイド層の免除規定配慮等を含む）および周知・受付体制が適切か	10 点
③ 研修カリキュラムの質・指導体制	英語による実践的な案内能力や「旅程管理（3 時間）」等、屋久島の地域特性に即した効果的な研修カリキュラム・質の高い講師陣が確保されているか（外部専門機関との適切な連携体制を含む）	30 点
④ 効果測定（口述試験）の実効性	15 分程度の口述試験において、「緊急時における英語での誘導・状況説明能力」を公正かつ的確に評価・審査できる実施手法・審査体制が示されているか	25 点
⑤ 工程・事業推進性	令和 9 年 3 月の登録開始に向け、令和 9 年 1 月～2 月の研修・効果測定を確実に遂行できるスケジュール管理体制か	15 点
⑥ 見積の妥当性	経費の内訳が適切であり、積算根拠が明確であるか	10 点

11 結果の公表

審査結果は屋久島町ホームページで公表し、提案者全員に書面で通知する。審査結果に関する問い合わせや異議申立ては受け付けません。

12 提出書類の取り扱い

提出後の内容変更は原則不可とする。提出書類は返却しません。選定された提案は協議によ

り内容の一部を変更することがある。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な接触や働きかけが認められた場合
- (4) 副本に事業者名等の表記を残し、匿名性を著しく損ねた場合

14 契約の締結

最優秀提案者を受託候補者として契約交渉を行います。交渉が不調となった場合や辞退があった場合は、次点者と交渉を行う。

15 その他留意事項

提案に係る費用は参加事業者の負担とする。

本委託で制作された成果品（テキスト・マニュアル等）の著作権等は屋久島町に帰属する。

16 問い合わせ・提出先

屋久島町 観光まちづくり課 観光推進係（担当：佐戸）

住所：〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

電話：0997-43-5900 / FAX：0997-43-5905

E-mail：kankou@town.yakushima.kagoshima.jp